

# 福崎町水防計画

令和2年度

福 崎 町

# 目 次

	ページ
1. 総 則 .....	1
2. 水防の責任 .....	1
3. 水防機構と組織 .....	1
4. 水防態勢及び活動 .....	2
5. 水防警報 .....	5
6. 水防警報並びに気象状況の通知 .....	5
7. 水防通信 .....	7
8. 水防設備の整備、輸送の確保 .....	7
9. 他の水防機関との協力、応援 .....	7
10. 水防信号 .....	8
11. 車両優先通行標識及び身分証明書 .....	8
12. 費用負担と公用負担 .....	8
13. 水防記録と報告 .....	9
14. 水防計画および水防訓練 .....	10
15. 避難準備及び指示 .....	10
16. 水防態勢への移行措置要領 .....	11
附 表	
第1表 重要水防箇所 .....	12
第2表 重点整備ため池 .....	13
第3表 山腹崩壊危険地区 .....	15
第4表 崩壊土砂流出危険地区 .....	16
第5表 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） .....	17
第6表 土砂災害警戒区域（土石流） .....	18
第7表 量水標の位置と監視員 .....	19
第8表 雨量計設置箇所 .....	20
第9表 関係箇所電話番号 .....	21
第10表 水防器具及び資材 .....	23
第11表 輸送車の確保 .....	24
第12表 避難所及び収容人員 .....	25

資 料	ページ
水防団の出動計画 .....	26
水防作業機構 .....	26
身分証・腕章 .....	27
別表1 福崎町水防本部非常配備表.....	28
気象予報・警報 .....	29
福崎町水防実施状況報告書 .....	30
水防指令 .....	31
水防警報 .....	32
市川氾濫警戒情報（県） .....	33
生野ダム通報連絡系統図 .....	34
生野ダム放流に関する通報用紙 .....	35
水防法抜粋 .....	36
福崎町水防協議会条例 .....	37

# 福崎町水防計画書

## 1. 総 則

この計画は、水防法第3条及び第33条に基づき、同法第1条の目的を達成するために、町内の各河川、ため池、内水等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための水防団の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

## 2. 水防の責任

水防管理団体である町は、水防法第3条の定めるところにより、その区域における水防を充分果たすべき責任を有する。従って水防組織、水防施設、器具および資材を整備（P23）し、区域内の水防を充分果たさなければならない。

## 3. 水防機構と組織

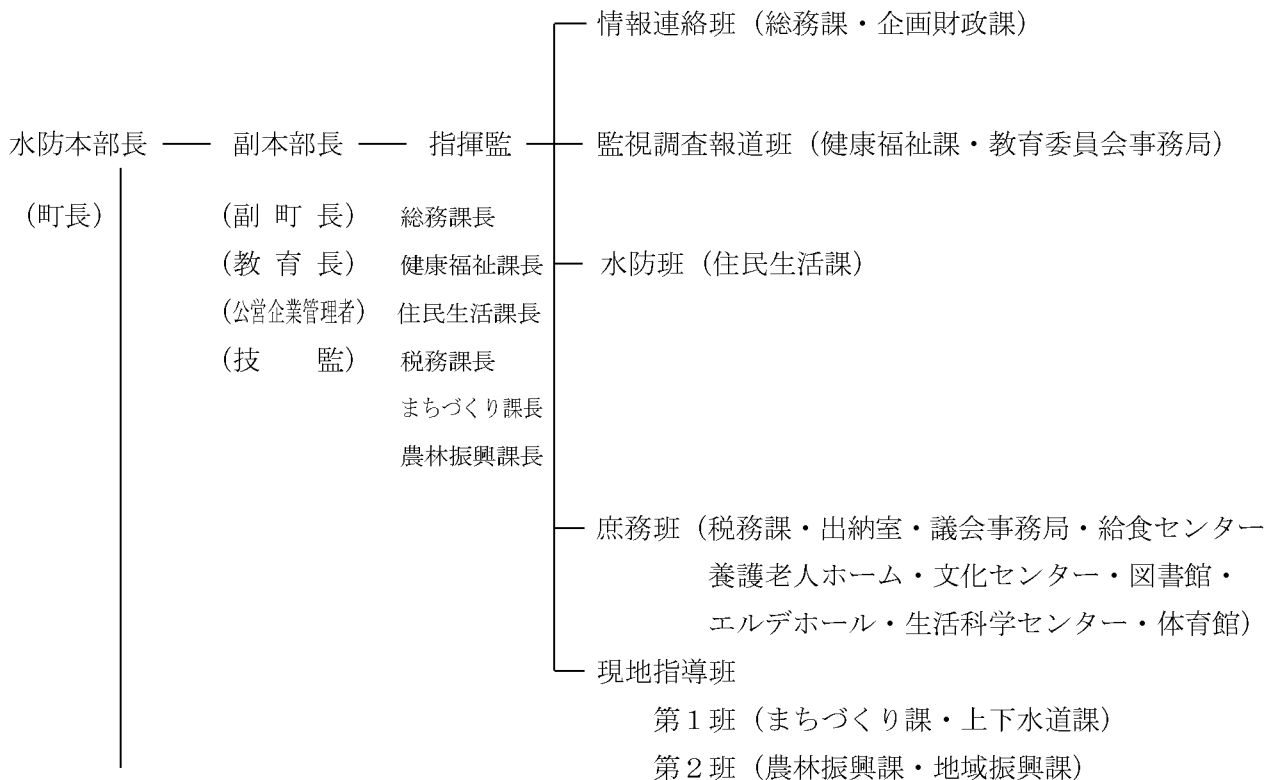
(1) 町の水防組織は、水防本部と水防団をもってあてる。

(2) 水防本部の機構

町における水防を統轄するため水防本部を設置し、本部事務所を総務課〔電話 福崎局（0790）22-0560 番〕に置く。

町に災害対策本部が設置された場合には、水防本部はそのままの形で災害対策本部の水防部となる。

(3) 水防本部の組織



水防団

(4) 水防本部の職務分担

① 水防本部長は、水防本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

② 副本部長は、水防本部長を補佐し、水防本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

③ 指揮監は、水防本部長の命を受け、各班を指揮監督する。

(5) 水防本部の各班の事務分担は、次のとおりとする。

(イ) 指揮監…緊急対策、技術指導、資材の収集輸送、自衛隊への要請事務その他水防企画に関する事務一切（水防本部の開設、計画運用、総合調整）

(ロ) 情報連絡班…気象台、県水防本部、庁内、町内及び近隣市町間の情報連絡並びに水防記録

(ハ) 監視…被害状況、その他調査、学校、各集落その他一般への広報  
調査報道班

(ニ) 水防班…水防団の出動要請、水防団の連絡等水防作業に関すること。

(ホ) 現地指導班…区域内巡視及び水防技術指導、情報連絡その他現地における水防事務等一切

(ヘ) 庶務班…指揮監の水防企画に基づく業務の完全遂行のための資材の収集、給与等諸業務全般（指揮監の指示により各組毎に水防事務を担当する。）

(6) 水防団の事務分担は、次のとおりとする。

① 水防団長の事務分担

水防団長は水防管理者の下にあって、その命を受け統轄する水防団員による災害時の活動の総轄的な指揮をとる。

② 水防団の事務分担は、水防団長の指示により、次のとおりとする。

(イ) 庶務班…水防団員の招集、各種記録全般

(ロ) 監視班…当水防区を巡視し、堤防及び要水防箇所を監視並びに報告

(ハ) 連絡班…本部及び各水防区との連絡並びに町内各連絡員への状況の報告

(ニ) 情報班…本部及び各水防区への情報並びに状況の記録

(ホ) 作業班…当水防区の作業全般

(ヘ) 本部要員…本部に集合し、本部指揮命令に従う

#### 4. 水防態勢及び活動

(1) 水防態勢

水防本部は、県水防本部よりの水防指令の発令並びに神戸地方気象台より水防活動に関する注意及び同警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるときには水防態勢に入るものとする。

(2) 水防非常配備

町の水防非常配備態勢は次のとおりとし、水防本部長は、水防態勢に入る必要があると認めるときは、非常配備態勢につくよう指令するものとする。

(イ) 非常配備の種類

非常配備の種類および配置人員の基準は、次のとおりとする。ただし、人員については、所属長がその状況に応じて、適正に配置するものとする。

A. 第1非常配備態勢

少数の人員をもって主として情報連絡に当り、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。（水防団長へ連絡、待機の姿勢）（各区長へは気象情報を流す。）

B. 第2非常配備態勢

所属人員の半数をもってこれに当り、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢とする。（区長及び水防団へ連絡、各分団半数をもって各管内の河川、ため池等巡視、警戒に当る。）

### C. 第3非常配備態勢

所属人員全員をもってこれに当る完全な水防態勢とする。(水防団へ出動の要請、全員水防活動に入る。)(事態の規模が大なるときは県へ連絡、自衛隊の出動を要請する。)

#### (ロ) 非常配備につく時期及び解除

非常配備につく時期及び解除は、水防本部長から指令するがその基準は次のとおりとする。

水防本部長は県水防本部長の発する水防指令及び中播磨県民センター長の発する水防警報による外、気象、水位等により洪水その他災害のおそれがあると認めるときは、水防非常配備に移行するに合せ直ちに町内に広報するとともに、県水防本部、中播磨県民センターと密接な連絡をとらなければならない。

#### A. 水防指令第1号(第1非常配備につくべき指令)

- ① 今後の気象情報と水位に注意と警戒を必要とするとき
- ② 次の各警報の1以上が福崎町に発表されたとき①大雨警報②暴風警報③洪水警報
- ③ 市川の水位局(寺前、福崎、砥堀)のいずれか1局以上で、中播磨県民センター長から水防警報第1号(待機)が発表されたとき
- ④ 震度4の地震が発生したとき【自動発令】

#### B. 水防指令第2号(第2非常配備につくべき指令)

- ① 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
- ② 市川の水位局(寺前、福崎、砥堀)のいずれか1局以上で、中播磨県民センター長から水防警報第2号(準備)が発表されたとき
- ③ 震度5弱又は強の地震が発生したとき【自動発令】

#### C. 水防指令第3号(第3非常配備につくべき指令)

- ① 水防事態が切迫して数時間以後には水防活動の必要が予想されるとき、あるいは水防事態の規模が大きくなって、第2非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき
- ② 市川の水位局(寺前、福崎、砥堀)のいずれか1局以上で、中播磨県民センター長から水防警報第3号(出動)が発表されたとき
- ③ 震度6弱以上の地震が発生したとき【自動発令】

#### D. 解 除

原則として、市川の水位局(寺前、福崎、砥堀)の3地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に減じ、3地点すべてにおいて中播磨県民センター長から水防警報第4号(解除)が発表されたときに非常配備を解除し、これを町内に広報するとともに、関係機関にその旨連絡する。

### (3) 水防本部の非常配備

(イ) 水防本部の本部員(水防事務担当者)は、非常配備は別表1(P28)のとおりとする。

#### (ロ) 水防団員等の非常配備

##### A. 出動準備

水防本部長は、次の場合管下水防団に対して出動準備を命ずるものとする。

- ① 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。
- ② ため池の危険が予知されるとき。

##### B. 出 動

水防本部長は次の場合、直ちに予め定められた計画に従い、水防団員を出動させ警戒配備につかせるものとする。

- ① 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ② ため池の危険が切迫したとき。
- ③ 中播磨県民センター長から水防警報 2 号または 3 号が発表されたとき。

#### C. 水防作業

- ① 水防団員等は、別に定める水防信号（P 8）第 1 号で出動を予期して待機し、信号第 2 号で出動する。（出動は 1 番手、2 番手、3 番手に分け、それぞれ 3 分の 1 を基準とする。）

#### (4) 監視

##### (イ) 量水標の監視

水防本部長は予め連絡員を定め、連絡員は降雨並びに暴風雨のとき、常に量水標の監視にあたり、水防団待機水位（通報水位）に達したとき直ちに水防本部長に急報するものとする。第 7 表（P 19）

##### (ロ) 堤防の監視

水防本部長は水防団待機水位（通報水位）に達したとき、関係水防団員をして堤防延長 500m～1,000m ごとに監視員 1 名、連絡員 2 名の基準で監視に当らせる。

##### (ハ) ため池の監視

ため池管理者は予めその監視員及び連絡員を定めて、監視員は平時から工作物の点検を行ない、出水時の操作に支障のないようにするとともに出水時（降雨時）に出動し、ため池の警戒工作物の操作にあたり、その状況を報告する。第 2 表（P 13）

水防本部長は、ため池管理者と協議して必要な措置をとるとともにその状況を中播磨県民センター長に通知する。

##### (ニ) 水防上影響ある工事の監視

工事施工者は工事中の箇所及び工事施設について、平時より水防本部長と連絡を密にし、出水時においては、厳重な警戒を行ない、危険を発見又は予想されるときは、水防本部長に連絡し必要な措置を講じなければならない。

#### (5) 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団員等は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

(イ) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

(ロ) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

(ハ) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

(ホ) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団員を随時交代させる。

(ヘ) 水防活動は原則として複数人で行う。

(ト) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

(チ) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

(リ) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

#### (6) 重要水防箇所

町水防区域の内、その現状並びに洪水又は豪雨が公共上に及ぼす影響の大きい重要水防箇所は、第1表（P12）のとおりである。

(7) 情報連絡

土木事務所、土地改良センター、水防管理者、隣接水防管理者、ため池管理者等は情報を通達する箇所及び使用する通信施設等を予め定めて情報を交換する。

(8) 水防定員

水防定員は水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20m について、1 人を基準とする。

## 5. 水防警報

水防法第 16 条の 4 により、水防警報が発せられる河川は次のとおりである。（関係分のみ）

(1) 知事の発する河川

県 2 級河川（市川）

(2) 水防警報の発表

中播磨県民センター長は県水防本部からの情報、指令並びに現地の雨量、河川水位の状況を判断し、管内水防管理団体と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときは、速やかに水防警報を発し、管内水防管理者に急報するとともに上下流の関係機関及び交通機関等に通知するものとする。

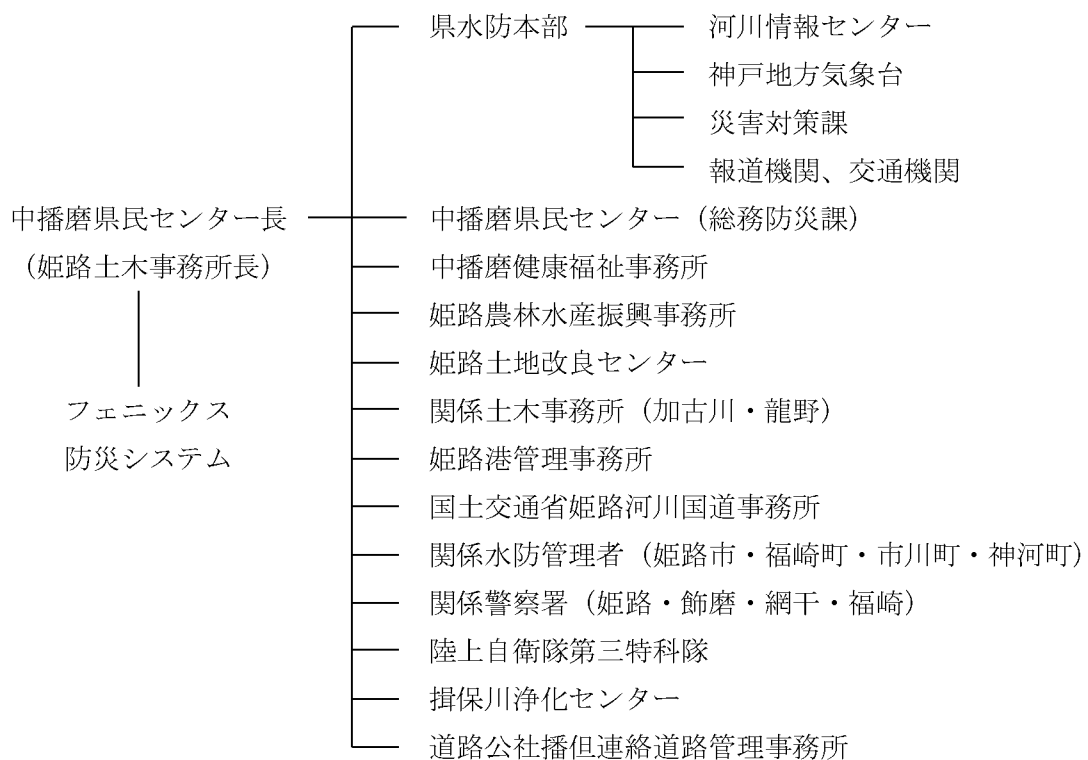
## 6. 水防警報並びに気象状況の通知

(1) 水防警報通知

水防法第 16 条並びに第 16 条の 4 の規定による水防警報並びに気象状況の通知方法は、次のとおりとする。（関係分のみ）

(イ) 水防警報の通知

知事の発する水防警報



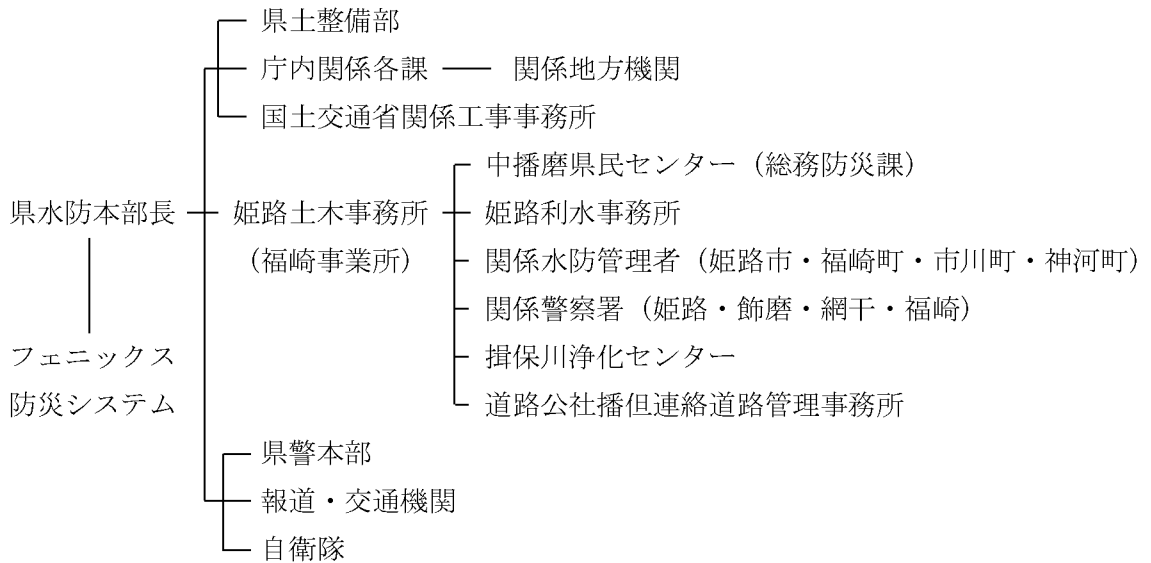


(ロ) 気象状況の通知

神戸地方気象台の通知

神戸地方気象台 → 災害対策課 → 県水防本部 → 姫路土木事務所

(ハ) 水防指令の通知



(2) 雨量の報告

情報連絡班は進んで県及び気象台と連絡をとり、適確な気象状況の把握につとめるとともに、管内雨量観測所より正確な資料を敏速に入手し、次の要領により水防本部に報告するものとする。

<報告を要する雨量>

(イ) 1時間雨量が 30 mm 以上になったとき

(ロ) 降り始めからの雨量が 50 mm 以上になったとき

(ハ) 降り始めからの雨量が 80mm 以上になったとき及び水防本部より指示したときには 1 時間毎に報告する。

(ニ) 必要があれば姫路土木事務所、姫路土地改良センター等関係先に報告するものとする。

<報告中止>

(イ) 雨がやみ報告の必要を認めなくなったときは、その旨連絡して報告を中止する。

(ロ) 水防態勢を解いたとき

(ハ) 水防本部から指示したとき

(3) 水位の報告

町量水標の管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき、直ちに次の各項により、水防本部長へ報告するものとする。

上記の報告を受けた水防本部長は、直ちに中播磨県民センターへ所定の報告を行うものとする。

(イ) 水防団待機水位（通報水位）に達したときより、この水位の下るまでの間の各時間ごと

(ロ) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(ハ) 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき

(ニ) 氾濫危険水位（危険水位）に達したとき

(ホ) 氾濫注意水位（警戒水位）、水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

県並びに町の設置している量水標並びに水位設定は第 7 表（P19）のとおりである。

(4) 状況の通知

中播磨県民センター長より水防警報が発せられたとき、又は洪水予報を受けたとき及び気象水位

雨量風速等によって、洪水の恐れがあるときは、その状況を区域内の関係者に急報するとともにあらかじめ定めておいた担当者を現場に派遣して、水防の指導に当らせるものとする。

## 7. 水防通信

(1) 水防上緊急を要する通信については、防災無線または一般電話の災害時優先通信とする。

(2) 専用通信施設の使用

水防管理者は、予め下記の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要ある場合は、施設の使用につき便宜を受けるものとする。(関係分のみ)

(イ) 警察通信施設

(ロ) JR 西日本通信施設

(ハ) 関西電力株式会社通信施設

## 8. 水防設備の整備、輸送の確保

(1) 水防設備の整備

水防上必要な設備は、水防倉庫、通信機、器具、資材、量水標、雨量計、風速計等であって、水防管理者は、これらの施設及び器材具を準備しなければならない。

(イ) 水防倉庫

倉庫は水防用器具及び資材を備蓄するもので、水防活動に便利な所を選び設置する。

(ロ) 器具資材

水防倉庫 1 棟に備蓄する器具及び資材は第 10 表 (P23) のとおりとする。

A. 資材中腐敗・損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

B. ビニールシート、土のう袋等、多量に使用する資材は、予め収集の方法を講じておく。

C. 器具、材料を減失・損耗したときは、直ちに補充するものとする。

(ハ) 量水標

A. 水防管理者は、区域内の適当な箇所に量水標を設置するものとする。第 7 表 (P19)

B. 設置場所は河状の整った場所で流失のおそれのないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。

C. 水防団待機水位 (通報水位)、氾濫注意水位 (警戒水位) は横に赤線で画し、夜光塗装する。

(ニ) 雨量計・風速計

水防管理者は、区域内に適当な箇所に雨量計 第 8 表 (P20) を設け、必要に応じて風速計を設けるものとする。

(ホ) 受信機

水防管理者は、停電時においても、気象状況を聴取できるよう携帯用ラジオを設置する。

(2) 輸送の確保

水防管理者は、管内のあらゆる状況を仮定して、輸送経路図を作成しておく。

輸送車の確保、配備についてもあらゆる状況に即応できるよう万全の措置を講じておくものとする。

## 9. 他の水防機関との協力、応援

(1) 水防管理団体相互の協力及び応援

他の水防管理団体から応援を求められたときは、水防法第 23 条に基づき行動するものとする。

(2) 警察署との協議

水防管理者は予め警察電話の使用、水防法第 21 条の警戒区域、水防法第 22 条の警察官の出動、水防法第 29 条の避難、立退き人命救助等の計画の作成に必要と認められる事項について、協議しておくものとする。

10. 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

	警 鐘 信 号			サイレン信号							
第 1 信号	○ 休 止	○ 休 止	○ 休 止	約 5 秒	約 15 秒	約 5 秒	約 15 秒	約 5 秒	約 15 秒	約 5 秒	約 15 秒
				○	— 休止	—	○	— 休止	—	○	— 休止
第 2 信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒	約 6 秒	約 5 秒	約 6 秒
				○	— 休止	—	○	— 休止	—	○	— 休止
第 3 信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約 10 秒	約 5 秒	約 10 秒	約 5 秒	約 10 秒	約 5 秒	約 10 秒	約 5 秒
				○	— 休止	—	○	— 休止	—	○	— 休止
第 4 信号	乱 打			約 1 分	約 5 秒	約 1 分					
				○	— 休止	—	○	— 休止			
備 考	1. 信号は適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3. 危険が去った時は口頭伝達により周知させる。										

第 1 信号……河川では量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。

第 2 信号……水防団員及び消防機関に属する者が直ちに出動すべきことを知らせるもの。

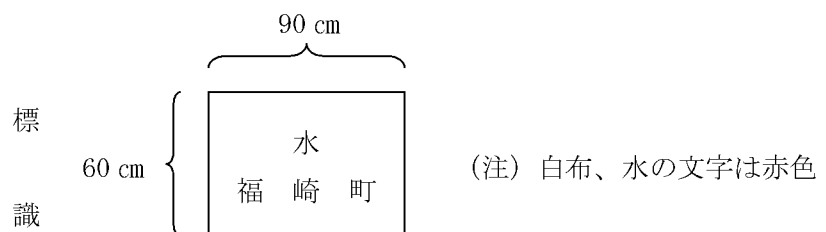
第 3 信号……当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。

第 4 信号……必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

11. 車両優先通行標識及び身分証明書

(1) 車両優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は、予め公安委員会と協議の上、下記標識を整備し、警鐘又はサイレン吹鳴を併用するものとする。



(2) 身分証明

水防法第 49 条第 2 項による身分証明並びに腕章は別表 1（P27）のとおりとする。

12. 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

本町の水防に要する費用は、水防法第 41 条により本町が負担するものとする。他の水防管理団

体から応援を求められた場合に応援のために要する費用は、応援を求めた管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。また、本町の水防用の水防活動によって他の市町が著しく利益を受けるときは、水防法第 42 条の規定によって、当該水防に要する費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、その費用の額及び負担の方法は、両者協議して定める。

#### (2) 公用負担権限委任証

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合には、これを掲示しなければならない。

#### (3) 公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

### 13. 水防記録と報告

#### (1) 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

- (イ) 水防実施状況報告書 (P30)
- (ロ) 水防法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- (ハ) 水防法第 24 条の水防従事者又は雇入れられた者の住所、氏名及び出動時間並びにその理由
- (ニ) 水防法第 25 条の堤防その他施設の決壊の状況
- (ホ) 水防法第 28 条により収用又は購入の器具、資材所有者及びその事由並びに使用場所
- (ヘ) 水防法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (ト) 水防法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- (チ) 水防法第 29 条の立退き指示の事由及びその状況
- (リ) 警察署の援助状況
- (ヌ) 自衛隊援助の場合はその状況
- (ル) 現場指導の公務員の職氏名
- (ヲ) 水防に従事中負傷又は疾病にかかった者の職氏名及び手当
- (ワ) 水防作業に使用した材料及び数量
- (カ) 水防工法
- (ヨ) 警戒中の水位観測表
- (タ) 水防法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置
- (レ) 水防法第 32 条の 2 第 1 項の水防訓練の概要

#### (2) 報 告

##### (イ) 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川に関しては姫路土木事務所、ため池に関しては姫路土地改良センターを経由して、10 日以内に報告するものとする。

前項の(イ)(ニ)(ホ)(チ)(ル)(ヲ)の事項及びその他必要と認める事項

##### (ロ) 姫路土木事務所長への報告

水防管理者は次の事項について、その都度報告するものとする。

1. 水防団待機水位 (通報水位)、氾濫注意水位 (警戒水位)、避難判断水位 (特別警戒水位) に

- 達したとき、及び氾濫注意水位（警戒水位）から減水したとき
2. 水防作業を開始したとき
  3. 水防警戒を解除したとき
  4. 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
  5. 水防法第 23 条第 1 項による他の消防機関又は水防団の応援を求めたとき
  6. 水防法第 25 条による堤防その他施設の決壊の状況
  7. 水防法第 29 条による立退き指示の事項
  8. その他緊急報告を必要とする事項

上記の事項の内 1 項については、別に直下流水防管理者、ため池の管理者へ、2. 6. 7 項については福崎警察署長、隣接水防管理者、中播磨健康福祉事務所へ通報する。

#### 14. 水防計画および水防訓練

##### (1) 水防計画

- (イ) 指定水防管理団体（本町）の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を策定し、姫路土木事務所長を経由して知事に協議しなければならない。
  - (ロ) 水防計画を変更したときは、その都度協議するものとする。
  - (ハ) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画の策定又は変更をおこなったときは、その要旨の公表に努めなければならない。
- (ニ) 変更した水防計画は、福崎警察署長並びに姫路市中播消防署長に通知しておくものとする。
- (ホ) 指定水防管理団体は、その水防計画書に避難所及び収容人員（第 12 表、P25）を明記しておかなければならない。

##### (2) 水防訓練等

- (イ) 指定水防管理団体は、出水期までに水防訓練を行わなければならない。
- (ロ) 実施要領として、水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等を取り入れて十分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。
  - ①観測（雨量、水位、風速）
  - ②通報（無線、電話）
  - ③動員（水防団、居住者の応援）
  - ④輸送（資材、器材、人員）
  - ⑤工法（各水防工法）
  - ⑥避難、立退き（危険区域居住者の避難）

#### 15. 避難準備及び指示

- (1) 河川及びため池で氾濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水による被害のおそれがある場合、中播磨県民センター長及び水防管理者は、必要な地域に対して防災無線、広報車等によって避難の準備を指示するものとする。

##### (2) 避難のための立退きの指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、中播磨県民センター長又は水防管理者は、法第 29 条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対して、避難のための立退を指示することができる。

なお、水防管理者が指示する場合は、福崎警察署長にその旨を通知しなければならない。

(3) 立退指示の周知徹底

避難のための立退の指示者は、防災無線、広報車、水防信号、その他の方法により区域の居住者に周知徹底を図るものとする。

(4) 避難の誘導

避難の誘導は、「福崎町地域防災計画」地震災害対策計画及び風水害対策計画 第3編「災害応急対策計画」第7章「避難収容対策」第1節「避難誘導の実施」に定めるとおりとする。

## 16. 水防態勢への移行措置要領

神戸地方気象台から気象注意報、同警報が発せられたとき、又は県水防本部から、水防指令、水防警報並びに気象状況の通知があったときは、必要に応じ町内に広報する。

また、執務時間外に上記連絡を受けたときの伝達要領は下記による。

1. 県水防本部、神戸地方気象台からの指令又は通報は、水防当宿直員（気象状況により必要と認められた場合におく。）がこれを受ける。通常の場合は当宿直員が代行する。
2. 水防宿直員は注意報、警報、指令を受けた場合は直ちに町長、副町長若しくは総務課長に連絡して指示命令を受け、水防配備班の班長及び班員に連絡して、非常配備の処置をとる。
3. 総務課長は状況により第1非常配備態勢に入り、なおその後、状況に応じ第2、第3非常配備態勢に入るよう班員、水防団員を招集又は要請する。

(注) 退庁時までには異常気象の報を受けた場合は、総務課員をもって処理する。

退庁後又は休日及び祝、祭日に異常気象の報を受けた当宿直員は、関係各課又は水防配備の各班において、あらかじめ定められた者に通報もしくは招集する。

通報を受けた者は、自らの判断で、招集された者は直ちにそれぞれ登庁する。

重 要 水 防 箇 所

(1) 河 川 (堤 防)

番号	水系	河 川 名	右岸 左岸	延 長	地 点 名	特 に 危 険 な 区 域					
						延 長	予想される危険	地 点 名	対策水防工法		
1	市川	市川	左	3,500m	姫路市香寺町境から 上流市川町境まで	左200m	破堤・溢水	神崎橋上下流	積土のう・木流し		
			右			5,000	"	右100	破堤・溢水	神崎橋下流	"
			右300					破堤・溢水	月見橋下流	"	
			右400					溢水	西谷川合流点より下流	積土のう	
2	"	雲津川	左	600	西田原1009地先 東田原・文珠橋	左150	破堤・溢水	西田原巖橋より上流	積土のう・木流し		
			右			600	"	右150	破堤・溢水	"	"
3	"	谷川	左	260	井ノ口上井郷水路より 下流	左90	破堤・溢水	上井郷水路より下流	積土のう・木流し		
			右			260	"	右90	破堤・溢水	"	積土のう・木流し
4	"	大内川	左	150	町道西治長野線より 下流	左150	破堤・溢水	西治長野線より下流	積土のう・木流し		
			右			150	"	右150	破堤・溢水	"	"
5	"	直谷川	左	850	山崎より七種川	左500	破堤・溢水	山崎より福田	積土のう・杭 打		
			右			500	山崎より福田	右350	破堤・溢水	"	"
6	"	福田水路及び 福田川	左	1,350	山崎より福田	左368	破堤・溢水	山崎より福田	"		
			右			700	"	右368	破堤・溢水	"	"
7	"	西谷川	左	1,600	西治より高橋	左1,600	破堤・溢水	中国自動車道より市川	"		
			右			1,600	"	右1,600	破堤・溢水	"	"
8	"	南田原川	右	230	姫学保育園より町道 東大貫溝口線	右230	溢水	姫学保育園より町道 東大貫溝口線	積土のう		
9	"	坂の下川	左	200	エーモン工業より 町道東大貫溝口線	左200	溢水	エーモン工業より 町道東大貫溝口線	"		

(2) 土石流のおそれのある谷筋

番号	水系	河 川 名	溪 流 名	位 置		地 形 区 域		保全対象個数	備 考
				大 字	字	流 域 面 積	流 路 延 長		
1	市川	七種川	直谷川	山 崎	深谷西山所	11ha	1,500m	130戸	直谷池より上溝、下溝まで (破堤・溢水)

(3) 内水氾濫のおそれのある谷筋

番号	水系	水路名簿	右岸 左岸	延 長	地 点 名	特 に 危 険 な 区 域			
						延 長	予想される危険	地 点 名	対策水防工法
1		上井郷水路	右	700m	中国自動車道から町道 東大貫溝口線まで	右700	破堤・溢水	中国自動車道から町道東 大貫溝口線まで	積土のう

## 重点整備ため池

### (定義)

「重点整備ため池」とは、農業用ため池であって、以下の判定基準を満たし、老朽度、耐震性及び下流への影響度等を勘案し、優先的に整備するため池をいう。

### (判定基準)

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

#### (1) 点検の結果、以下のいずれかに該当するもので、水害対策が必要と認められるもの

- ア 堤体からの漏水量が堤長 100m 当りに換算し毎秒 1 リットル以上のもの
- イ 堤体上流側法面において断面変形が進行し浸食率が 5% 以上のもの
- ウ 堤頂部のクラック幅が 15cm 以上等で、漏水を助長、進行させるもの
- エ 洪水吐の流下能力が 50 年確率洪水量を満たさないもので、決壊時の被害想定区域に民家又は公共施設があるもの

#### (2) 耐震調査の結果、以下のいずれかに該当するもので、下流の被害想定区域に人家又は公共施設があり、地震対策が必要と認められるもの

- ア 円弧すべり法による安全率が 1.0 未満のもの
- イ 簡易液状化安定計算法による沈下量が天端高さと常時満水位との差以上のもの
- ウ 修正ニューマーク法による沈下量が天端高さと常時満水位との差以上であって、中央防災会議の予測において今後 30 年以内に 3% 以上の確率で発生する地震動を対象としているもの、又は FL 値法により液状化すると評価されたもの

### (判定区分)

#### (1) 水害対策

- ア A ランク：ため池決壊による被害想定区域に人家が 10 戸以上又は重要な公共施設があるもの
- イ B ランク：A ランク以外のもの

#### (2) 地震対策

- ア a ランク：被害区域に人家が 10 戸以上又は重要な公共施設があるもの
- イ b ランク：被害区域に人家又は公共施設があるもの



第2表

## 重点整備ため池

ため池名	管理者名	所在地		受益面積 (ha)	満水面積 (ha)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤長 (m)	堤高 (m)	被害予想	重点整備ため池指定		備考	
		市・町	字							水害対策 該当基準	地震対策 該当基準		
直谷池	山崎区長	福崎町	山崎 (山崎)	21.9	5.5	13,100	70	14.5	家屋 111戸 公共施設 1箇所 県道180m JR播但線180m 耕地 3.2ha	-	ア	a	
三谷池	板坂区長	〃	高岡 (板坂)	2.8	0.8	36,200	70	14.4	家屋 49戸 県道540m 耕地 9.7ha	-	ア	a	
計	2ヶ所												

※字の( )内は管理集落名

第3表

## 山腹崩壊危険地区

危険地区 番 号	箇所名	位 置			面 積 (ha)	被害施設等		備 考
		町 名	大 字	字		公共施設	人 家	
443-1	山-1	福崎町	高岡	応聖寺山	4.0	有	30	
-2	山-2	〃	〃	上山	2.0	有	38	
-3	山-3	〃	田口	妙見	2.0	有	16	
-4	山-4	〃	高岡	東山上	3.0	有	12	
-5	山-5	〃	〃	上ノ山	2.0	有	40	
-6	山-6	〃	福田	小山	1.0	有	1	
-7	山-7	〃	山崎	朝谷	3.0	有	10	
-8	山-8	〃	〃	北山	3.0	有	43	
-9	山-9	〃	西田原	上ノ畑ヶ	1.0	有	11	
-10	山-10	〃	〃	北廣岡	1.0	有	10	
-11	山-11	〃	大貫	姥ヶ懐	1.0	有	5	
-12	山-12	〃	〃	倉谷	1.0	有	13	
-13	山-13	〃	〃	中山	1.0	有	22	
-14	山-14	〃	〃	徳尾	1.0	有	14	
-15	山-15	〃	〃	山王	1.0	有	13	
-16	山-16	〃	〃	奥谷	1.0	有	20	
-17	山-17	〃	〃	相山	1.0	有	17	
-18	山-18	〃	〃	長谷・大谷	1.0	有	8	
-19	山-19	〃	八千種	人谷	1.0	有	17	
-20	山-20	〃	〃	小飯盛・西飯盛	1.0	有	21	
-21	山-21	〃	大貫	常光谷	1.0	有	1	
-22	山-22	〃	田口	奥山	11.0	有	0	
-23	山-23	〃	東田原	妙徳山	1.0	有	1	
-24	山-24	〃	西田原	北廣岡	1.0	有	13	
-25	山-25	〃	高岡	向ヒ山	7.0	有	2	
-26	山-26	〃	田口	北谷	2.0	有	9	
計	26箇所				55.0		387	

第4表

## 崩壊土砂流出危険地区

危険地区 番 号	箇所名	位 置			面 積 (ha)	被害施設等		備 考
		町 名	大 字	字		公共施設	人 家	
443-1	崩-1	福崎町	高 岡	三ノ谷	1.20	有	3	
-2	崩-2	〃	〃	峠山	2.46	有	3	
-3	崩-3	〃	田 口	妙見	0.03	有	59	
-4	崩-4	〃	高 岡	三谷奥	2.14	有	69	
-5	崩-5	〃	田 口	西谷北尾	0.63	有	11	
-6	崩-6	〃	〃	奥山	7.96	有	1	
-7	崩-7	〃	〃	高畑	1.13	有	32	
-8	崩-8	〃	〃	井津ノ奥	0.19	有	32	
-9	崩-9	〃	福 田	松山	0.65	有	4	
-10	崩-10	〃	〃	東大谷	0.84	有	176	
-11	崩-11	〃	山 崎	馬ウ子	0.67	有	0	
-12	崩-12	〃	西田原	中ノ谷	0.86	有	1	
-13	崩-13	〃	東田原	カラ谷	0.29	有	0	
-14	崩-14	〃	〃	北浦谷	0.67	有	0	
-15	崩-15	〃	〃	〃	0.63	有	0	
-16	崩-16	〃	〃	〃	0.53	有	0	
-17	崩-17	〃	〃	〃	0.13	有	0	
-18	崩-18	〃	〃	〃	0.40	有	0	
-19	崩-19	〃	〃	大歳谷	0.26	有	3	
-20	崩-20	〃	〃	北浦谷	0.61	有	4	
-21	崩-21	〃	大 貫	亀坪谷	0.77	有	0	
-22	崩-22	〃	〃	〃	1.40	有	0	
-23	崩-23	〃	八千種	野谷	0.55	有	0	
-24	崩-24	〃	〃	馬瀬	0.53	有	0	
-25	崩-25	〃	〃	ズエ谷	0.74	有	0	
-26	崩-26	〃	東田原	亀坪谷	0.19	有	1	
-32	崩-32	〃	田 口	小敷谷	0.50	有	36	
計	27箇所				26.96		435	

第5表

## 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

※	箇所番号	区域名	町名	大字	※	箇所番号	区域名	町名	大字
○	136000001	山崎Ⅲ	福崎町	山崎		136000034	亀坪(2)Ⅱ	福崎町	東田原
	136000002	山崎(1)Ⅰ	〃	〃		136000035	東大貫(3)Ⅱ	〃	大貫
○	136000003	山崎(2)Ⅰ	〃	〃	○	136000036	東大貫(1)Ⅱ	〃	〃
○	136000004	田口(7)Ⅱ	〃	田口	○	136000037	東大貫(2)Ⅱ	〃	〃
	136000005	田口(4)Ⅱ	〃	〃	○	136000038	東大貫Ⅰ	〃	〃
○	136000006	田口(5)Ⅱ	〃	〃		136000039	西大貫(2)Ⅱ	〃	〃
○	136000007	田口(3)Ⅱ	〃	〃	○	136000040	西大貫(1)Ⅱ	〃	〃
○	136000008	田口(2)Ⅱ	〃	〃	○	136000041	大貫(2)Ⅱ	〃	〃
○	136000009	田口Ⅰ	〃	〃	○	136000042	大貫(1)Ⅱ	〃	〃
○	136000010	板坂(3)Ⅲ	〃	高岡	○	136000043	南大貫Ⅱ	〃	〃
	136000011	板坂(3)Ⅰ	〃	〃	○	136000044	南大貫Ⅰ	〃	〃
○	136000012	高岡(3)Ⅲ	〃	〃		136000045	井ノ口(1)Ⅱ	福崎町 市川町	西田原 西田中
○	136000013	板坂(2)Ⅰ	〃	〃	○	136000046	井ノ口(2)Ⅱ	福崎町	西田原
○	136000014	板坂Ⅱ	〃	〃	○	136000047	北野(1)Ⅱ	〃	〃
○	136000015	板坂(1)Ⅰ	〃	〃	○	136000048	北野(2)Ⅱ	〃	〃
○	136000016	桜Ⅰ	〃	〃		136000049	北野Ⅰ	〃	〃
○	136000017	高岡Ⅱ	〃	〃	○	136000050	加治谷Ⅱ	〃	東田原
○	136000018	高岡Ⅰ	〃	〃	○	136000051	亀坪(3)Ⅱ	〃	〃
○	136000019	高岡(2)Ⅲ	〃	〃	○	136000052	亀坪(4)Ⅱ	〃	〃
	136000020	高岡(1)Ⅲ	〃	〃		136000053	亀坪(5)Ⅱ	〃	〃
	136000021	桜Ⅲ	〃	〃		136000054	高橋Ⅱ	〃	高橋
	136000022	神谷Ⅰ	〃	〃		136000055	高橋(3)Ⅰ	〃	〃
○	136000023	西谷(3)Ⅲ	〃	西治	○	136000056	高橋(1)Ⅰ	〃	〃
○	136000024	西谷(2)Ⅲ	〃	〃		136000057	高橋(2)Ⅰ	〃	〃
○	136000025	西谷(3)Ⅱ	〃	〃	○	136000058	高橋(4)Ⅰ	〃	〃
○	136000026	西谷(1)Ⅲ	〃	〃		136000059	余田Ⅰ	〃	八千種
	136000027	西谷(2)Ⅰ	〃	〃	○	136000060	小倉Ⅱ	〃	〃
	136000028	西谷(2)Ⅱ	〃	〃		136000061	鍛冶屋Ⅱ	〃	〃
	136000029	西谷(1)Ⅰ	〃	〃					
○	136000030	西谷(1)Ⅱ	〃	〃					
○	136000031	西治(1)Ⅰ	〃	〃					
	136000032	西治(2)Ⅰ	〃	〃					
○	136000033	亀坪(1)Ⅱ	〃	東田原		計 61箇所			

※欄の○は土砂災害特別警戒区域を含んでいる区域（計 40箇所）

第6表

## 土砂災害警戒区域（土石流）

※	箇所番号	区域名	町名	大字
○	236000001	上田口谷Ⅰ	福崎町	田口
	236000002	田口Ⅰ	〃	〃
	236000003	田口谷川Ⅱ	〃	〃
	236000004	田口谷Ⅰ	〃	〃
	236000005	田口谷川Ⅰ	〃	〃
○	236000006	田口新池谷Ⅰ	〃	〃
○	236000007	田口谷Ⅰ	〃	〃
	236000008	板坂口下谷Ⅰ	〃	高岡
	236000009	三谷池谷Ⅰ	〃	〃
○	236000010	久畑谷Ⅰ	〃	〃
	236000011	桜谷Ⅰ	〃	〃
○	236000012	板坂Ⅰ	〃	〃
	236000013	イマ谷Ⅱ	〃	福田
	236000014	福岡Ⅰ	〃	〃
	236000015	福田川Ⅰ	〃	〃
	236000016	直谷川Ⅰ	〃	山崎
○	236000017	山崎Ⅰ	〃	〃
	236000018	西谷中左谷Ⅱ	〃	西治
	236000019	西谷中右谷Ⅰ	〃	〃
	236000020	西谷右谷Ⅰ	〃	〃
	236000021	西治谷Ⅰ	〃	〃
	236000022	福井谷Ⅱ	〃	八千種
	236000023	大谷池谷Ⅰ	〃	〃
	236000024	亀坪谷Ⅱ	〃	東田原
	236000025	大蔵西谷Ⅱ	〃	〃
	236000026	百町池東谷Ⅱ	〃	〃
	236000027	加治谷右谷Ⅱ	〃	〃
	236000028	加治谷左谷Ⅱ	〃	〃
	236000029	西谷西川Ⅱ	〃	西治
	236000030	西治谷Ⅱ	〃	〃
	236000031	東大貫谷Ⅰ	福崎町、加西市	大貫、畑町
	計 31箇所			

※欄の○は土砂災害特別警戒区域を含んでいる区域（計 6箇所）

## 量水標の位置と監視員

県量水標の水防団待機水位・氾濫注意水位・避難判断水位・氾濫危険水位

河川名	量水標番号	種別	水位				所在地		設置者
			水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	避難判断 (特別警戒)	氾濫危険 (危険)	大字	名称	
市川	5	自記 (有線テレメーター)	m 4.1	m 5.0	m 5.3	m 5.7	福崎新	神崎橋	姫路土木事務所 福崎事業所 22-1290

町量水標の水防団待機水位・氾濫注意水位

河川名	番号	種別	水位				所在地		監視員
			水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	避難判断 (特別警戒)	氾濫危険 (危険)	大字	名称	
七種川	1	洪水	0.80	1.15	1.30	*	福田	七種川橋	福崎町職員 水防本部 22-0560
雲津川	2	〃	0.65	0.90	*	*	西田原	雲津橋	
平田川	3	〃	0.96	1.25	*	*	八千種	蓮池橋	

【参考】

量水標

カラー量水標（神崎橋設置）と水位区分について

<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; color: white;">(白色)</div>	←	区分	内 容	備 考
		氾濫危険水位 (危険水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位	避難勧告等の発令判断の目安
	←	区分	内 容	備 考
		避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位	避難準備情報の発令判断の目安
	←	区分	内 容	備 考
		氾濫注意水位 (警戒水位)	出水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ又は出動の準備をさせなければならない水位	水防団の出動の目安
	←	区分	内 容	備 考
		水防団待機水位 (通報水位)	量水標管理者（土木事務所長）が水防本部長に報告を開始する水位で、水防団が待機を開始する目安	

## 雨量計設置箇所

## 県雨量計設置箇所

所在地			名称	種別	既応最大記録	
郡市	町	大字			雨量	年月日
神崎	福崎	西田原	姫路土木事務所福崎事業所 22-1290	自記 (テレメータ)	250.0mm	H23・9・3
〃	神河	東柏尾	神崎観測所	〃	209.0mm	H2・9・17
〃	〃	越知	越知観測所	〃	390.0mm	H23・9・3

## 町雨量計設置箇所

所在地			名称	種別	備考
郡市	町	大字			
神崎	福崎	南田原	福崎町役場	自記	

## 神戸地方気象台雨量計設置箇所

所在地			名称	種別	備考
郡市	町	大字			
神崎	福崎	福崎新	姫路市中播消防署	自記	

第9表

## 関係箇所電話番号

(令和2年4月1日現在)

名 称	局名	番 号	名 称	局名	番 号
県 水 防 本 部	神戸 078	362-3571	姫路河川国道事務所	姫路 079	079- 282-8211
姫路土木事務所	姫路 079	281-3001 夜281-9459	関西電力送配電(株) 兵 庫 支 社	フリー コール	0800- 777-3081
姫路土木事務所福崎事業所	福崎 0790	22-1290	N T T 西 日 本		113
生野ダム管理所	生野 079	679-2433	神 姫 バ ス ( 株 ) 北 条 営 業 所	加西 0790	42-0056
中播磨県民センター 総 務 防 災 課	姫路 079	281-9035	中播衛生施設事務組合	福崎 0790	22-4210
中播磨健康福祉事務所	〃	281-9210	神 戸 医 療 福 祉 大 学	〃	22-2620
姫路農林水産振興事務所	〃	281-9267	福 崎 高 等 学 校	〃	22-1200
姫路土地改良センター	〃	281-9395	アキタケ診療所	〃	22-5012
姫路利水事務所	〃	232-5764	おおにしクリニック	〃	24-5088 (24- 5118)
福 崎 警 察 署	福崎 0790	23-0110	城 谷 医 院	〃	22-0064
姫路市中播消防署	〃	23-0119	橋本じゅん整形外科	〃	24-5077
J R 福 崎 駅	〃	38-0536	ひらの内科クリニック	〃	22-1237
神 戸 地 方 気 象 台	神戸 078	222-8915	マ サ キ 医 院	〃	23-0010
陸上自衛隊第三特科隊 ( 第 三 科 )	姫路 079	222-4001	松 岡 ク リ ニ ッ ク	〃	22-7885
市 川 町 役 場	市川 0790	26-1010	ミナミ整形外科内科	〃	23-0789
加 西 市 役 所	加西 0790	42-1110	山 田 医 院	〃	22-5305
姫 路 市 役 所 ( 河 川 管 理 課 )	姫路 079	221-2672	吉 田 ク リ ニ ッ ク	〃	22-0004
道路公社播但連絡 道路管理事務所	福崎 0790	22-4922	神 崎 郡 医 師 会	〃	22-6015
西日本高速道路(株) 福崎管理事務所	〃	22-4915	福崎工業団地協議会	〃	22-5902
福 崎 町 商 工 会	〃	22-0558	西光寺野土地改良区	〃	22-0036
兵庫県農業共済組合 中 播 事 務 所	姫路 079	232-4401			



## 兵庫県衛星ネットワーク電話番号

連絡先	端末器	地球局番号	内線番号	備考
市川町	防災電話 防災FAX	7-442	52, 53 61	
福崎町	防災電話 防災FAX	7-443	52, 53 61	
神河町	防災電話 防災FAX	7-445	52, 53 61	
県庁水防本部	防災電話 防災FAX	87-151	4415 6722	
県庁災害対策本部	防災電話 防災FAX	87-151	時間内 3140 時間外 5361 6380	
姫路土木事務所	防災電話 防災FAX	7-173	521~523 637	
中播磨県民局 (総務防災課)	防災電話 防災FAX	7-173	511, 512 611	
姫路土木事務所 福崎事業所	防災電話 防災FAX	7-187	521~523 637	

第10表

水防器具及び資材

(令和2年4月1日現在)

種別	名 称	数 量	備 考	種別	名 称	数 量	備 考
水 防 施	倉 庫	4	役場・大貫 長野・駅前	水 防 器 材	掛 矢	59	大貫23, 長野31 駅前5
	ト ラ ッ ク	2	役場		ス コ ッ プ	65	大貫34, 長野21 駅前10
	軽四トラック	2	〃		た こ 槌	6	大貫
	無 線 機 (携 帯 用)	30	〃		ノ コ ギ リ	10	〃
	照 明 具	16	大貫10, 長野4 駅前2		コ ー ド リ ー ル	12	(50m) 大貫10 長野1, 駅前1
	担 架	10	大貫		鎌	36	大貫
	一 輪 車	20	大貫10, 長野8 駅前2		バ ケ ツ	6	役場
	車 載 用 飲 料 タ ン ク	2	大貫		ベ ン チ	15	大貫
	発 電 機	9	役場1, 大貫5 長野2, 駅前1		ハ ン マ ー	20	〃
	チェンソー	10	大貫5, 長野3 駅前2		ツ ル ハ シ	19	〃
	簡易組立トイレ	14	大貫12, 長野1 駅前1		ジ ョ レ ン	43	大貫18, 駅前10 長野15
	設 資 材	ビニールシート	100		5.4m×5.4m 大貫	ナ タ	10
縄		75	(m) 大貫	石 箕	65	大貫35, 長野20 駅前10	
針 金		40	(kg) 役場	ク リ ッ パ ー	10	大貫	
土 の う 袋		10,000	大貫4,600, 長野3,400 駅前2,000	飲 料 水	6,432	500ml 大貫1,152 長野4,800, 駅前480	
大型土のう袋		100	1t 大貫50 長野50	救 急 セ ッ ト	10	大貫	
毛 布		1,310	大貫750, 長野220 駅前340	防 災 用 ロ ー ソ ク	216	〃	
ロ ー プ		100	(50m×2) 大貫	非 常 用 飲 料 水 袋	1,285	6リットル背負式 大貫	
木 杭		300	長 1.5m 大貫				
鉄 筋 杭		150	長 1.0m 大貫				
土 の う		1,000	大貫, 第1デイ北 側町有地				
土			大貫, 長野, 駅前, 第1デイ北側町有地				
組 立 式 ダンボールベット		10	大貫6, 長野2 駅前2				

第11表

## 輸 送 車 の 確 保

1. 気象その他の状況により災害の発生が予測されるとき、又は災害が現に発生したときには必要物資の輸送車を確保するものとする。

2. 町保有車両一覧表

令和2年4月1日現在

区分 \ 車種	軽四貨物	軽四乗用	軽特殊	小型貨物	小型乗用	普通貨物	普通乗用	バス	普通特殊	原付	計
集中管理	7	4		1	5		3	1		1	22
上下水道課	6								1		7
議会事務局							1				1
総務課							1				1
健康福祉課	1		1								2
老人ホーム		2									2
保健センター		1			1						2
地域包括支援センター		4									4
住民生活課						1			2		3
農林振興課	2										2
まちづくり課	2		1	1							4
学校教育課								1			1
子育て支援センター	1										1
社会教育課	1										1
文化センター	1				1						2
エルデホール		1									1
図書館	1										1
生活科学センター	1										1
歴史民俗資料館					1						1
柳田國男記念館		1									1
体育館	1										1
給食センター	1					3					4
計	25	13	2	2	8	4	5	2	3	1	65

避難所及び収容人員

(令和2年4月1日現在)

名 称	場 所	指定緊急避難場所			指定 避難所	使用可能 面 積	収 容 人 員			洪水時浸 水想定深
		洪水	土砂災害	地震			一時避難	滞在避難	感染対策	
田原小学校体育館	西田原1274	○	○	○	○	626 <sup>m<sup>2</sup></sup>	626 <sup>人</sup>	302 <sup>人</sup>	93 <sup>人</sup>	40 <sup>cm</sup>
八千種小学校体育館	八千種300	○		○	○	806	806	389	120 <sup>人</sup>	-
福崎東中学校体育館	南田原1200-1	○	○	○	○	720	720	348	108 <sup>人</sup>	-
福崎小学校体育館	馬田169-4		○	○	○	798	798	385	117 <sup>人</sup>	310
高岡小学校体育館	高岡1825-1	○	○	○	○	808	808	390	120 <sup>人</sup>	-
福崎西中学校体育館	福田597	○	○	○	○	720	720	348	108 <sup>人</sup>	-
第 1 体 育 館	福田176-1		○	○	○	952	952	459	141 <sup>人</sup>	280
第 2 体 育 館	福田1094-48	○	○		○	626	626	302	93 <sup>人</sup>	-
福崎町立図書館	西治360-1		○	○	○	740	740	357	111 <sup>人</sup>	180
サルビア会館	西田原1397-1		○	○	○	176	176	85	24 <sup>人</sup>	130
八千種研修センター	八千種330	○	○	○	○	252	252	120	36 <sup>人</sup>	-
春日ふれあい会館	八千種3718-1	○	○	○	○	363	363	70	54 <sup>人</sup>	-
工業団地企業会館	西治860-9	○	○	○	○	369	369	50	54 <sup>人</sup>	-
エルデホール	福田116-2		○	○	○	766	766	370	114 <sup>人</sup>	220
文 珠 荘	東田原1891	○	○	○	○	326	326	155	48 <sup>人</sup>	-
第1老人デイサービス センター	西治474-6	○	○	○	○	123	123	50	18 <sup>人</sup>	-
第2老人デイサービス センター	大貫446	○	○	○	○	207	207	100	30 <sup>人</sup>	-
文化センター	福田176		○		○	378	378	182	54 <sup>人</sup>	190
福崎財産区会館	福田264-1	○	○		○	118	118	57	15 <sup>人</sup>	30
計							9,874	4,519	1,458	
自治会公民館	37ヶ所						1施設 40人×37 =1,480人			

※指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険性から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所

※指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

※洪水時浸水想定深は、想定最大規模降雨（617mm/24h）で、シミュレーションにより求められています。

※休息を見込んで一時避難1人1m<sup>2</sup>、泊は1人2.3m×0.9m=2.07m<sup>2</sup>/人

※感染対策：感染症対策に対応した運営ガイドライン 3人世帯=20m<sup>2</sup>(5m×4m) 居住 9m<sup>2</sup>、共有 11m<sup>2</sup>

# 水防団の出動計画

## 1. 出動方法

### (1) 出動準備

水防団本部及び各水防地区隊の班長以上及び各地区の連絡員、監視員は、水防管理者から出動通知があったとき、又は気象水位その他で洪水のおそれがあると認めるときは、各水防部署につけるよう出動準備を終えるものとする。

以後現地の監視員、連絡員等の報告に基づき、水防地区隊の自らの判断又は水防本部、水防団本部よりの連絡により、出動部署又は作業につく。

### (2) 通行支障箇所発見相互の連絡。

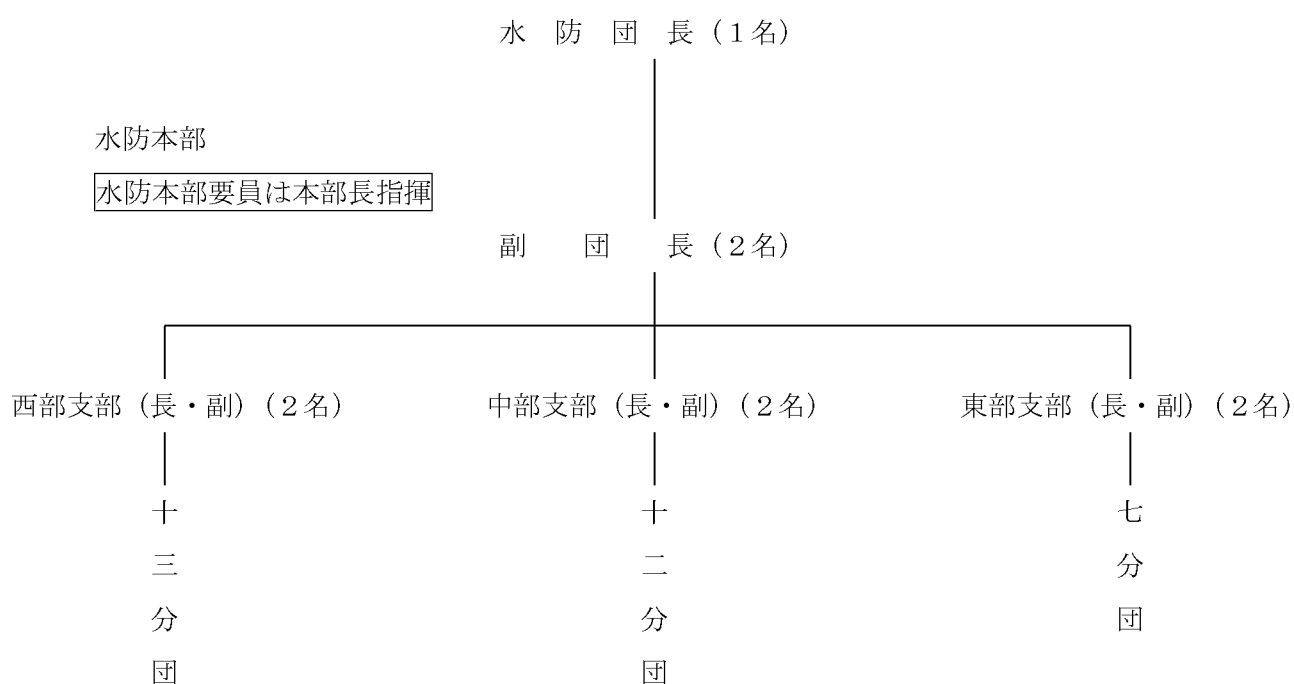
通行に支障をきたす箇所を発見したときは、各機関並びに警察署と相互連絡を保つ。

## 2. 居住者出動

水防本部長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして応援出動を要請するものとする。

# 水防団編成表

## 福崎町水防団



(1) 身 分 証

表

裏

The diagram shows the front and back of a rectangular ID card. The front view (left) has a height of 6 cm and a width of 8.4 cm. The text on the front is as follows:

水 防 職 員 之 証

第 号 交 付 年 月 日

所 属 機 関 名 福 崎 町

水 防

氏 名

年 月 日 生

所 属 機 関 の 長 氏 名 ㊤

The back view (right) has the same dimensions and contains the following text:

心 得

1. 本証は自己の身分を明らかにする。
2. 記名以外の者の使用を禁ず。
3. 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返却する。
4. 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正をうける。
5. 本証は水防法第49条第2項に規定する証票である。

注) 水防の文字は赤色

(2) 腕 章

The diagram shows a rectangular armband with a height of 10 cm and a width of 17 cm. The text on the armband is:

水 防

福 崎 町

注) 布は白色  
水防の文字は赤色

令和2年度福崎町水防本部非常配備表

令和2年4月1日現在

福崎町水防管理者 福崎町長 水防当直員(0790)22-0560

水防本部長	副本部長	指揮監	庶務班
町長 尾崎吉晴	副町長 近藤博之 教育長 高橋 涉 公営企業管理者 福永 聡 技 監 野邊正彦	尾崎俊也 (情報連絡班) 谷岡周和 (監視調査報道班) 大塚久典 (水防班) 三木雅人 (庶務班) 山下勝功 (現地指導班第1班) 松岡伸泰 ( # 第2班)	第1班 税務課 (11名) ◎三木 雅人※ 松隈 吉 紘※ 井上 允※ ○西村 由紀子※ 玉田 誠 司※ 尾藤 実 玲 △西井 尚 子※ 平木 有公子 阿 蕪 桃 子 △岡田 憲 治※ 柳田 悠 佑※
情報連絡班 情報連絡、水防記録 総務課 (8名) ◎尾崎 俊也※ △田路 聡 里※ 大谷 卓 矢※ △福永 知美※ 久野 智 洋※ 村西 好 明※ △岡本 昌文※ 岸村 由紀子	企画財政課 (7名) ○吉田 利彦※ 三枝 昭 仁※ 藤尾 彰 吾※ △蔭谷 秀樹※ 村上 祥 教※ △山本 克典※ 林 裕 介※	監視調査報道班 (避難対策を含む) 健康福祉課 (20名) ◎谷岡 周和※ 林 知 澄 阿保 佑 夏 ○大畑 由起※ 藤岡 哲 也※ 中塚 真 由 △藤田 裕文※ 林 彰 彦※ △長澤 路※ 三輪 麻衣子 △宮本 江利子※ 飯塚 竜 太※	第2班 出納室 (4名) ○小幡 伸一※ △穴戸 淳子※ △高馬 明弘※ 圓井 久美子
△出口 純子※ △岸本 恵里※ 本城里 奈 △石川 美智代※ 増田 麻由子 足立 さおり △大角 英子※ 本窪田 直子	教育委員会 (11名) ○松田 清彦※ △藤原 元※ 長谷川 幸子 △大塚 謙一※ △三輪 晃子※ 樋口 碧 △森 公宏※ △藪内 公彦※ 辻中 優美 △吉高 美鈴※ 後藤 有岐子	水防班 水防団員 (消防団) 関係 住民生活課 (10名) ◎大塚 久典※ △小國 幸司※ 伊藤 美穂 竹内 博香 ○藤尾 亨子※ 山本 直之※ 平石 芽己 △青田 法哉※ 福田 好美 吉田 昌史※	第3班 議会事務局 (3名) ○岩木 秀人※ △佐伯 美保※ 塩見 浩幸※
現地指導班第1班 河川、道路、がけ崩れ、中国道、播但道関係 下水道、上水道 まちづくり課 (10名) ◎山下 勝功※ △吉識 功二※ 原井川 琢彦 森尾 直樹※ ○増山 剛※ △鷺尾 進吾※ 松岡 佑祐※ ○澤田 和也※ △木多 教太※ 辻中 寛朗※	上下水道課 (11名) ○橋本 繁樹※ △三浦 大介※ 植戸 健夫※ 古河 拓也※ △清水 悦子※ 竹内 一貴※ 森 友和※ 河本 直也※ △柳瀬 優子※ 伊藤 宏祐※ 長尾 正樹※	第4班 養護老人ホーム (2名) ○高嶋 優※ 川端 智代	第5班 給食センター (1名) ○中野 千世子※
現地指導班第2班 農産物、山林、林道、ため池、農地、用排水路 農林振興課 (9名) ◎松岡 伸泰※ △山口 瑞穂※ 豊國 史 恵 ○中塚 喜博※ △佐野 允保※ △高木 智美※ 大西 岳※ △長澤 孝記※ 木村 直子	地域振興課 (6名) ○成田 邦造※ △小川 知男※ 中井 祐甫※ △石川 博憲※ 吉田 卓※ 奥平 大地※	第6班 文化センター、図書館、エルデホール、生活科学センター、町民体育館 (8名) ○木村 巧※ 中山 大輔※ 長谷川 冴加 △山下 健介※ 雲丹亀 悠平※ 上阪 篤子 森 友香里 牛尾 かおり	

緊急指定業者  
 藤澤工業㈱ 22-5597 安井建設㈱ 20-0111  
 ㈱クレール 22-6790

◎指揮監 ○班長 △副班長

- 水防指令第1号配備員 (水防当直員他) その都度指名
- ※印 水防指令第2号配備員 (夜間の場合) 昼間は各班1/2配備 (休日を含む)
- 水防指令第3号、水防本部長全員配備
- 幼稚園については所属長の指揮に従うこと。  
また、管理人、嘱託職員等の配属された課、施設にあっては、所属課長等の指揮に従うこと。

## 気象予報・警報

神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の種類

種 類	解 説
大 雨 注 意 報	大雨によって土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合
大 雨 警 報	大雨によって重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合
大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨が予想される場合
洪 水 注 意 報	河川の上流域での大雨によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想される場合
洪 水 警 報	河川の上流域での大雨によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想される場合
土砂災害警戒情報	大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった場合（兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する市町単位の情報）
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	1時間降水量がアメダスもしくは解析雨量で1時間110mm以上を超えた場合
備 考	その他防災情報の入手先 国土交通省 「川の防災情報 ( <a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a> )」



# 福崎町水防実施状況報告書

年 月 日

出水の状況	川警戒水位		川		自	月	日	時	至	月	日	時	計	費用	使用資材内訳					
	水位	m	左	右												先	m	費用	円	円
水防実施場所	水位	m	左	右	先	m	費用	円	円	円	円	円	円	円	円					
日時	自	月	日	時	至	月	日	時	計	費用	円	円	円	円	円					
出動人員数	水防団員	名	消防団員	名	その他	名	合計	名	費用	円	円	円	円	円	円					
水防作業の概要及び工法	堤防	m	田	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	家	戸	鉄道	m	道路	m	人口	人	費用	円	円	円	円	円
	効果	被害	水防の効果	費用	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
備考																				

# 水 防 指 令

発令種別                    水防指令 2 号

発令日時

発令区域        姫路土木事務所

発令内容

川（        ）において水防指令第 2 号発令水位を超え、今後も水位の上昇が見込まれるため。

（問合先）兵庫県 水防本部（県土整備部土木局河川整備課）

電話 078-362-3571

FAX 078-362-9877

発信者		受信者		送受信時刻	時 分
発信者		受信者		送受信時刻	時 分

# 県民センター長の発する水防警報

発表種別 市川（ ）第1号待機

発表日時

発表者 兵庫県中播磨県民センター発表 姫路土木事務所

発表内容

市川（ ）において、水位が mになりました。  
水防団待機水位を上回り、さらに水位が上昇するおそれがあります。  
（待機）水防機関は、状況の変化に即応できるよう待機してください。

（注）「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害発生の恐れがあるとき兵庫県（県民局長）が水防管理団体に対して発表するものです。【水防法第2条第8項、第16条】

（注）「水防団待機水位」、「氾濫注意水位」とは、それぞれ通報水位、警戒水位のことです。【水防法第12条】

（問合先）兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所  
電話 079-281-9460  
FAX 079-281-8529

発信者		受信者		送受信時刻	時 分
-----	--	-----	--	-------	-----

# 市川氾濫警戒情報（県） （避難判断水位到達情報）

発令（通知）日時

発表者 姫路土木事務所

通知手段 手動通知

本文

市川（ ）の水位が避難判断水位（ . m）に達しました。水防機関は厳重に警戒してください。

（注）本書は避難判断水位（水防法第13条第2項で規定される特別警戒水位）に到達した旨を、兵庫県（県民局長）から水防管理団体（市町）及び関係機関に対して通知するものです。

**【水防管理団体（市町）向け通知事項】**

避難判断水位に到達し、今後、氾濫の恐れがありますので、氾濫の発生に対する警戒を行うとともに、避難勧告もしくは避難指示の発令を判断してください。

**【報道機関用コメント】**

「避難判断水位（特別警戒水位）」は、洪水の恐れがある水位です。今後、水の高さはさらに増す見込みですので、地域の皆さんは厳重に警戒してください。

「避難判断水位（特別警戒水位）」に達したことから、市（町）から避難勧告が発令される可能性があります。

ラジオやテレビなどで地元市（町）の情報を確認して下さい。念のため、河川の氾濫に備えて避難の準備を始めてください。

**【参考】**

氾濫危険水位 （危険水位）	氾濫のおそれがある水位	. m
避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として、兵庫県知事が定める水位（避難勧告発令の目安）	. m
氾濫注意水位 （警戒水位）	出水時に水防管理者が水防団および消防機関を出動させ、または出動の準備をさせなければならない水位（水防活動の目安）	. m
水防団待機水位 （通報水位）	量水標管理者（土木事務所長）が水防本部長に報告を開始する水位であって水防団が待機を開始する目安の水位	. m

（問合先） 兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所

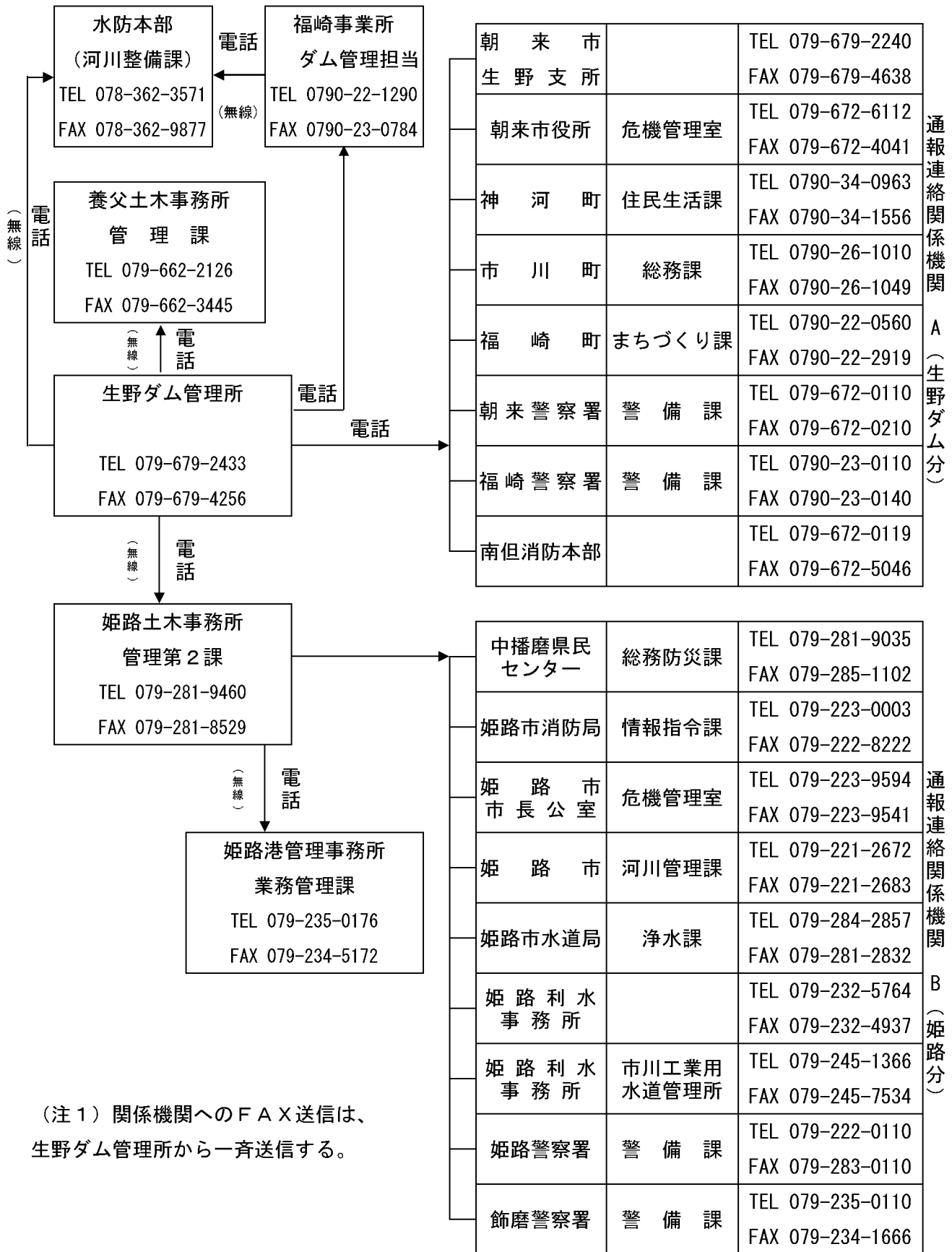
電 話 079-281-9460 FAX 079-281-8529

兵庫県 水防本部 （県土整備部土木局河川整備課）

電 話 078-362-3571 FAX 078-362-9877

発信者		受信者		送受信時刻	時 分
-----	--	-----	--	-------	-----

# 生野ダム通報連絡系統図



(注1) 関係機関へのFAX送信は、生野ダム管理所から一斉送信する。

生野ダム放流に関する通報用紙

年 月 日	送受信時刻	送信者	受信者
	時 分		

通報内容

イ


ロ

	注意報	が	発令	され、洪水
	警報		解除	
	が予想される		ため	
	の恐れが無くなった			

ハ 現在洪水調整を行っておりますが、ダム水位が洪水時満水位を超えることが予想されるため

生野ダムは		日		時		分	洪水警戒体制 洪水調整 予備放流 事前放流 「ただし書き操作」	を
発令解除開始終了		します。		しました。				
	時		分	現在、ダム水位は、常時満水位より、				
	m	上		です (EL.  m)。又、ダム地点の雨量は、降り始めより				
	mm、流入量		m <sup>3</sup> /s、放流量		m <sup>3</sup> /s、であり			
流入量は、	増加		減少		しています。			

生野ダム下流河川水位は								
寺前水位観測所		日		時		分頃		cm
福崎水位観測所		日		時		分頃		cm
砥堀水位観測所		日		時		分頃		cm
上昇すると見込んでいます。								

# 水 防 法 抜 粋

## 第 2 章 水防組織

(市町村の水防責任)

第 3 条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

## 第 3 章 水防活動

(水防訓練)

第 32 条の 2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

## 第 4 章 指定水防管理団体

(水防計画)

第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第 1 項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

(水防協議会)

第 34 条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団体の定員の基準)

第 35 条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

# 福崎町水防協議会条例

昭和 35 年 10 月 31 日

条例第 12 号

改正 平成 12 年 3 月 28 日条例第 2 号

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、福崎町水防協議会（以下「協議会」という。）を置き、本町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議することを目的とする。

第 2 条 協議会の事務所は、福崎町役場内に置く。

第 3 条 協議会は会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

第 4 条 協議会の会長は会務を統理し、協議会を代表する。

2 会長に事故あるときは、会長はあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条 会長は協議会を招集し、会議の議長となる。

第 7 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 8 条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を掌る。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

第 9 条 この条例で定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 第 1 次改正附則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 2 号抄）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。